

マタドール・スタイル・ランナーズ【Matadors Style Runners】会員規約

制定 平成 24年 6月 1日

第1条【名称および所在】

当ランニングクラブ名称は「マタドール・スタイル・ランナーズ」と称し、事務所を愛知県名古屋市東区東桜1丁目10-35セントラル野田ビル7階に置く。

第2条【目的】

マタドール・スタイル・ランナーズはランニング・アウトドアスポーツを中心としたスポーツ活動を行い参加するメンバーに“自分の可能性への挑戦”“豊かで楽しい人生”“生活の質の向上”“健康的な生活”“仲間との親睦”などスポーツを通して多くの人が“笑顔”になり“充実した時間”を過ごしてもらえるようなサポートをすることを目的とする。

第3条【入会資格】

当クラブに入会できる方は、当クラブの趣旨に賛同し、申込書に署名できる男女とする。

(未成年者については保護者の同意が必要とする)

第4条【入会手続き】

入会希望者は、マタドール・スタイル・ランナーズが用意する申込書に記入し定める入会諸経費を納入し入会とする。

第5条【事故】

クラブ練習中の事故等は本人の責任とする。万が一、練習会参加中に病気やけがをした際、望ましいとされる医療行為を受けることに同意するものとする。

第6条 【会費】

会費は、1ヶ月または3ヶ月単位の会費制（会員種別により異なる）とする。会費の金額および支払方法、支払期限等は当クラブの定めるところとする。

第7条 【退会および休会】

1. 当クラブを退会または休会される場合は、退会・休会希望月の前月の10日までにその旨の申し出をしなければならない。
2. 退会・休会の正式手続きは、退会・休会希望月の前月の10日までに書面での届け出を必須とする。
3. 会員資格は、退会・休会届出書受領時点を持って執行するものとする。当該喪失月内については弊社が別途定める手続きによりその会員は引き続き同様のサービスを受けることとする。

第8条 【更新】

更新は退会・休会届の提出がなされない場合、自動更新とする。

第9条 【除名】

当クラブ「マタドール・スタイル・ランナーズ」では、会員が次の各号の1つに各当すると認めた場合は会員資格の一時停止・除名することができる。

1. クラブの規約・規定・同意書の内容に違反した者
2. クラブの名誉・信用を著しく損なう行為、または秩序を乱した者
3. クラブの情報を許可なく漏洩・公開した者
4. クラブの定める会費を3ヶ月以上滞納し請求があっても完済しない者
5. その他、クラブ会員として著しく品位を損なう非行為があった者

第 10 条 【会費の不返還】

一旦納入された会費等は、ケガ、病気等のやむをえない理由を除き、一切返還はしない。

第 11 条 【会員種別の変更】

1. 会員の種別変更を希望する場合は、希望月 10 日までに種別変更の手続きをする。
2. 変更を希望される場合は、受付で所定の書面に署名をする事とする。

第 12 条 【会員資格の喪失】

会員は、下記各号の何れかに該当した場合は会員資格を喪失する。

1. 虚偽の申告があった場合
2. 会員が死亡したときにおいては当クラブが会員の死亡を知ったとき
3. 当クラブを廃止したとき

第 13 条 【会計年度】

当クラブの会費の会計年度は、毎年 1 月 1 日に始まり同年 12 月 31 日に終了する。

第 14 条 【附則】

本規約は 2012 年 6 月 1 日より施行する。

【個人情報について】 個人情報の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律及び関連法令等を遵守

当クラブの個人情報保護方針に基づき、個人情報を取り扱います。